

# 【弥陀ヶ原火山】

## 集客施設等における噴火時等の 避難確保計画のひな形 (単一施設)

- ・ 本ひな形は、平成28年3月に内閣府（防災担当）が発表した「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」をもとに作成したものです。
- ・ 避難確保計画は、各施設で既に作成した危機管理マニュアルや消防法上の消防計画がある場合は、それらを修正して、本ひな形で示す事項の不足する部分を補うことで、避難確保計画とすることが可能です。

立山町

# 目 次

1 計画の目的	1
2 施設の位置	1
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4 防災体制	3
5 資器材の配備等	4
6 情報伝達及び避難誘導	6
5.1 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に 噴火した場合	6
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要 となった場合	8
5.3 噴火警戒レベル引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	10
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	11
<b>【参考資料編】</b>	<b>12</b>

# 1. 計画の目的

当施設は、立山町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条の規定による「避難促進施設」として定められており、同法第8条の規定により本計画を定める。本計画は、当施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

# 2. 施設の位置

当施設は、弥陀ヶ原火山の地獄谷から約●kmに位置しており、噴火警戒レベル●の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。当施設に影響のある火山現象は、弥陀ヶ原火山避難計画によると、以下のとおりである。

[ ●●●、●●●、●●● ]

火口からの距離、施設に立ち入り規制が行われる噴火警戒レベル、影響を受ける火山現象を記入する。

以下に、施設の位置図を示す。

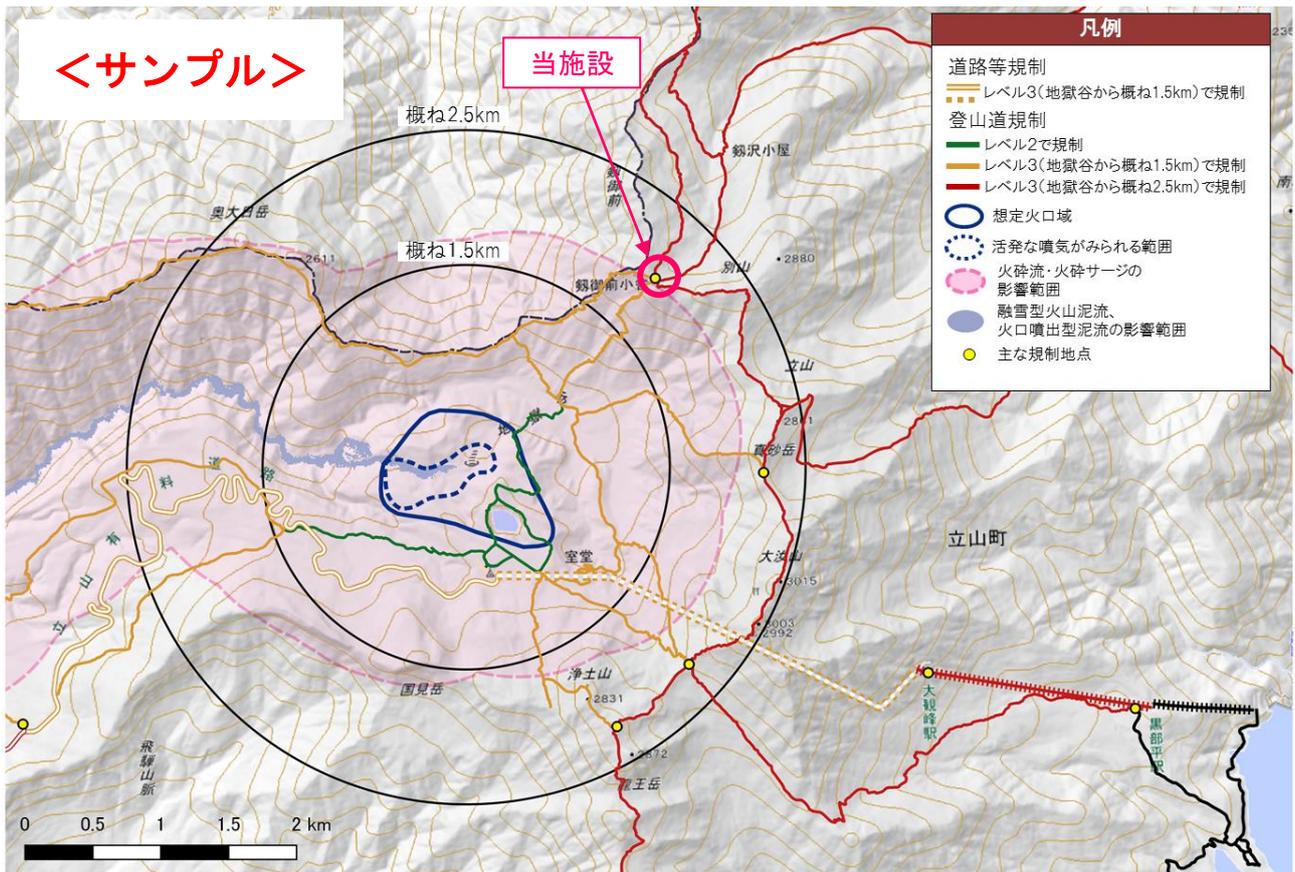


図1 施設の位置図

レベル毎の規制範囲、火山現象の影響範囲と施設との位置関係が分かる地図を記載（気象庁リーフレット等に施設の位置を加筆）

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、当施設従業員、利用者、また当施設の周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）とする。

当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

日中及び夜間のピーク時期の施設従業員数、施設の最大利用者数を記入す

表1 避難を確保すべき対象者数

	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等
日中のピーク (●月の休日の●時ごろを想定)	_____人	_____人	_____人
夜間のピーク (●月の休日の夜間を想定)	_____人	_____人	_____人

対象とする（避難の呼びかけを行う）範囲は以下のとおりとする。ただし、範囲外の登山道から避難してきた観光客・登山者等については、原則として施設内に受け入れるものとする。

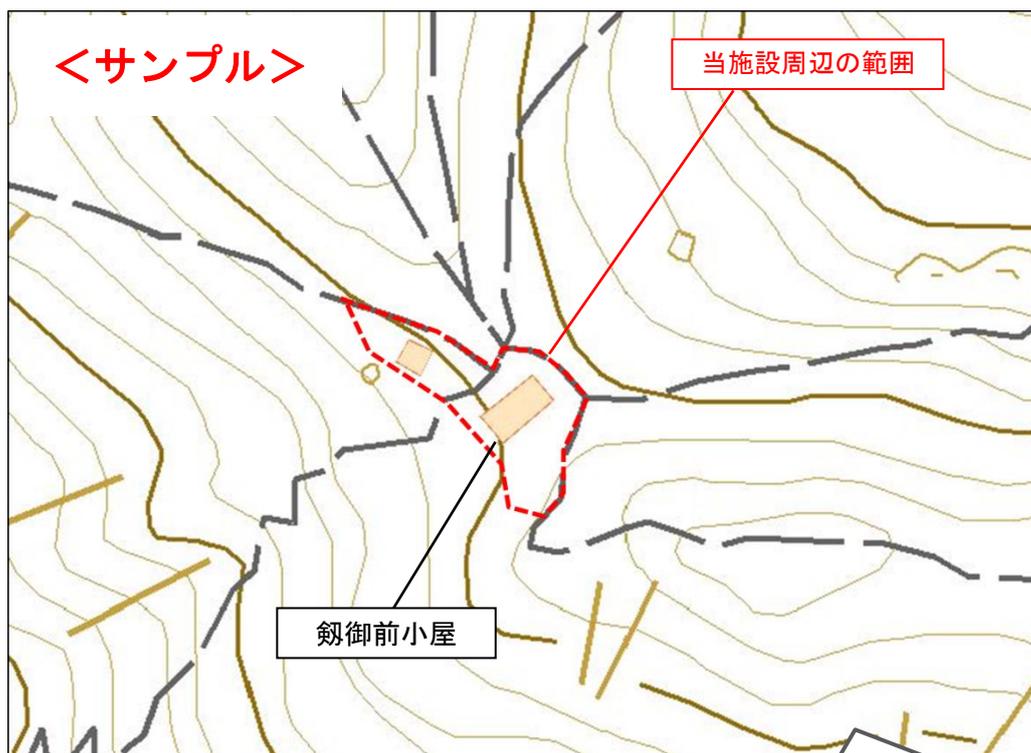


図2 施設周辺の地図

施設周辺の拡大図（敷地図等）に対象範囲を書き込む。

★手引きには、施設から半径〇m といった対象範囲の規定はない。

→施設の敷地内かつ職員が建物の中から呼びかけられる範囲を目安とする。

含む：施設内、駐車場、休憩所、施設前にある広場など

含まない：道路、登山道など

## 4. 防災体制

当地区の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表2 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> <li>・ 避難誘導班</li> </ul>
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> </ul>

### (1) 当施設の体制図

統括管理者を、日中は施設の管理者●●●●、夜間は●●●●とし、以下の体制をとり、災害対応にあたる。

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。

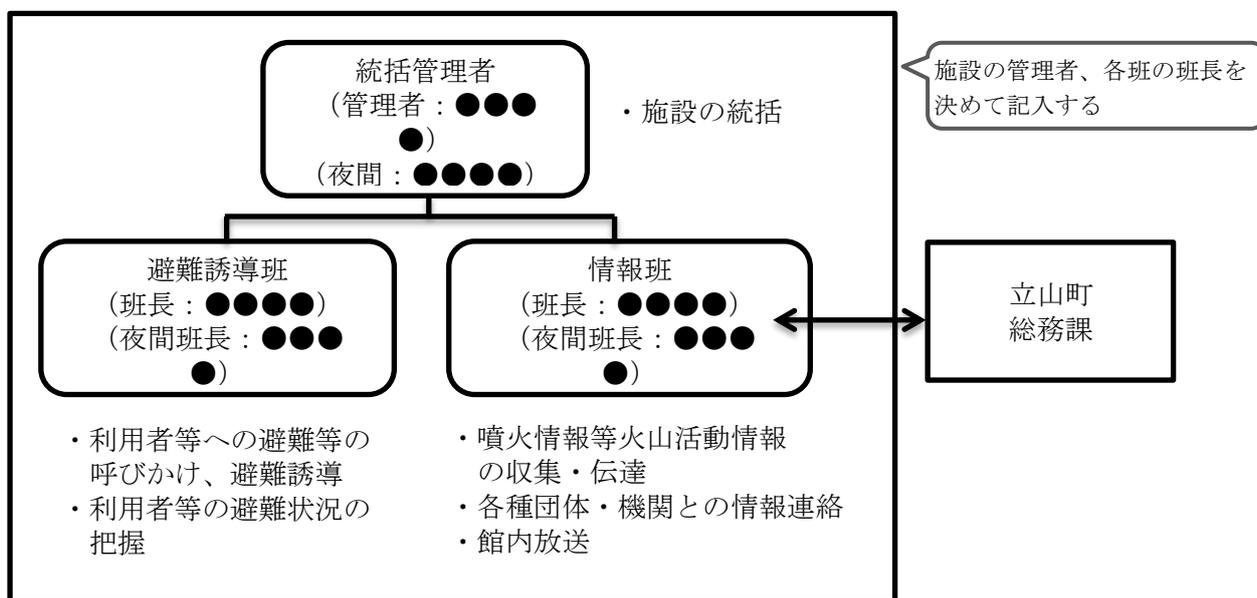


図3 当施設の体制図

表3 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第1位	●●●●
第2位	●●●●

統括管理者の代理者を記入する

## 5 資器材の配備等

### (1) 保有設備、資器材、備蓄物資

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は表のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

【例】表4 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	戸別受信機		
	ファクス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器		
	メガホン		
	案内旗		
	ヘルメット		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
	医薬品		
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ		

施設に常備されている保有設備、備蓄物資の数量と保管場所を記入する。特に記載しておくものがあれば、適宜追記してもよい。

## (2) 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所（候補場所も含む）は下図のとおりである。宿泊スペース・施設外から緊急退避場所までの避難経路を図中に矢印で示す。

今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実にに向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

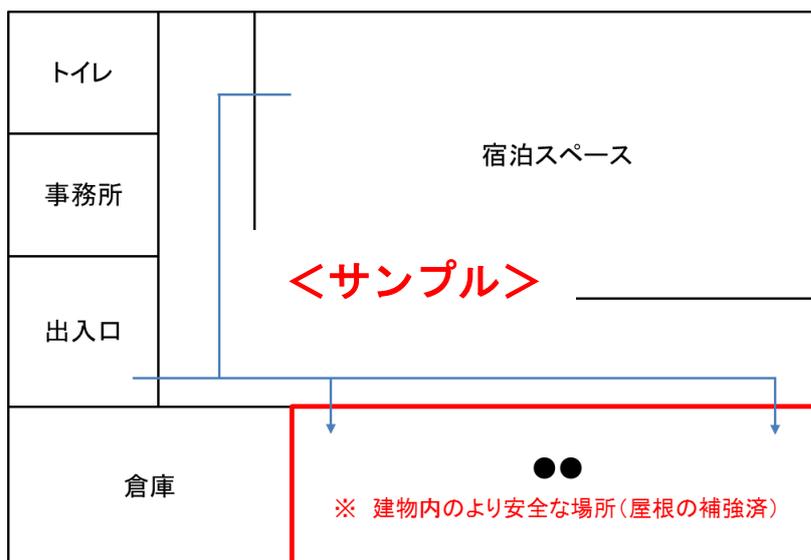


図4 建物内のより安全な場所と経路図

施設のマップに退避場所、避難経路を記入する。

★より安全な場所とは…

屋根が補強された場所、下層階（2階よりは1階、又は地下階）、火口から遠い場所など、建物内で相対的に安全な場所。

## (3) 避難スペースの把握

退避者1人当たりの必要面積は、災害発生直後では1m<sup>2</sup>/人とされている。

各施設の建物内のより安全な場所の面積と退避者数を以下に示す。

表5 退避可能人数

より安全な場所の面積	退避可能人数	退避者数 (日中)	退避者数 (夜間)

※退避者数は、「3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲」の利用者等の合計とした。

## 6. 情報伝達及び避難誘導

### 6.1 噴火警戒レベル引上げ等無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

① 弥陀ヶ原火山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、立山町総務課に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。

② 情報班は、その後も継続して立山町総務課と連絡を取り合い、情報共有を行う。

共有を行う情報は以下のとおり。

- ・ 施設が把握している火山活動の状況
- ・ 利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など）
- ・ 施設及び周辺の被害状況
- ・ 気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・ 規制範囲外への避難実施のタイミング

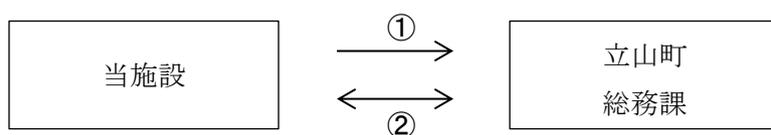


図5 緊急連絡の流れ

※ 関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例として、参考資料編を参照して対応にあたるものとする。

#### (2) 避難誘導対応

##### ① 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で弥陀ヶ原火山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者に対しても、弥陀ヶ原火山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

広報文案を下記に示す。

##### <屋外空間への広報>

ただ今、弥陀ヶ原火山が噴火しました。ただちに、建物内に避難してください。  
繰り返します・・・・・・・・

##### <建物内>

ただ今、弥陀ヶ原火山が噴火しました。建物の外に出ないでください。  
また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。  
繰り返します・・・・・・・・

② 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている●●。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）へ誘導する（5.（2）建物内のより安全な場所 図4を参照）。

③ 緊急退避者状況の把握・整理

避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。情報班は、把握した状況について、速やかに立山町総務課に連絡する。整理する様式を以下に示す。

【例】表6 退避状況整理様式

年 月 日				
時間 : 現在				
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

④ 応急手当の対応

負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

②で定めた「より安全な場所」の面積を記入し、 $1\text{m}^2=1$ 人として計算した値を「退避可能人数」に記載する。退避者数は、「3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲」の利用者等の合計を記入する

⑤ 規制範囲外への避難

緊急退避者等の規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、立山町総務課と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。避難の際は、建物内に残留者がいないか確認する。

## 6.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### (1) 情報収集・伝達

立山町地域防災計画には、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルの引上げ、又は、立入規制を実施した場合、立山町が当施設に第一報を伝達する。

情報収集・伝達で行うことは、以下の通りである。

- ① 弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、立山町から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
- ② その後、立山町と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。

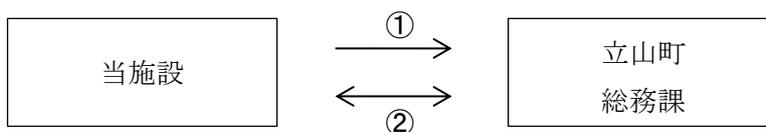


図6 緊急連絡の流れ

※ 関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例として、参考資料編を参照して対応にあたるものとする。

### (2) 避難誘導対応

#### ① 利用者等への情報伝達

規制範囲外への避難が必要となった場合、情報班は、建物内にいる利用者や屋外にいる利用者、さらには施設周辺に、拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令されたことにより、施設から規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

広報文案を下記に示す。

#### <施設の屋外空間及び建物内への広報>

ただ今、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが●に上がりました。これにより、火口から●km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。 繰り返します……

#### <施設周辺への広報>

ただ今、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが●に上がりました。これにより、火口から●km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに●●方面に避難してください。避難に際しては、立山町や気象庁等から出される情報に注意してください。 繰り返します……

## ② 規制範囲外への避難の実施

避難手段については、各自の手段での避難を基本とする。ただし、立山町から指示があった場合は、この限りではない。

避難誘導班は、利用者の人数や避難の状況などを把握・整理し、立山町からの指示に従って避難誘導を行う。避難手段のない緊急退避者がいる場合、立山町にバス・ヘリコプター等の手配等を要請する。避難の際は、最後に建物内に残留者がいないか確認する。

### 6.3 噴火警戒レベル引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

立山町地域防災計画には、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルの引上げや立入規制が実施、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、立山町が当施設に連絡することとなっている。

情報収集・伝達に関して行うことは以下の通りである。

- ① 弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が実施された、もしくは火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを、立山町総務課からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
- ② その後、立山町総務課と随時、情報収集・伝達を行う。
- ③ 施設内や屋外空間にいる利用者等に弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを呼びかける。広報文案を下記に示す。

#### 〈噴火警戒レベル引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベルが●に上がりました。これにより、火口から●km圏に立入規制がかかります。●●道の●●より山側には入らないでください。なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・立山町から出される情報にご注意ください。  
繰り返します・・・

#### 〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、気象庁から弥陀ヶ原火山に火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・立山町から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

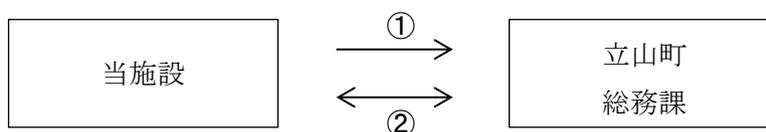


図7 緊急連絡の流れ

- ※ 関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例として、参考資料編を参照して対応にあたるものとする。
- ※ 立入規制を行う場合は、「5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合」に準ずる。

## 7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

### (1) 研修・訓練の実施

毎年●月に、従業員を対象に研修を実施する。

毎年●月に、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。  
訓練の結果は立山町総務課に報告する。

毎年●月に開催される●●主催の避難訓練には、従業員を参加させる。

日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

従業員研修、避難誘導  
訓練を行う時期を定  
め、記載する。

### (2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

施設に変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

### (3) 利用者への情報提供・啓発

当施設における情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

【例】表7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
弥陀ヶ原火山防災マップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を気象台に伝達する。

気象台の連絡先は、次のとおりである

富山地方気象台（火山） 電話番号：076-432-2311

## 【参考資料編】

【参考資料1】 関係機関連絡先一覧

分類	施設名	連絡先	備考
連絡先 (外部機関との窓口)	立山町 総務課 行政係	076-462-9965	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	富山地方気象台	076-432-2311	
	立山町消防本部	076-463-0005	
	上市警察署 室堂警備派出所	076-463-5537	

【参考資料2】 気象庁・市町村が発表する情報

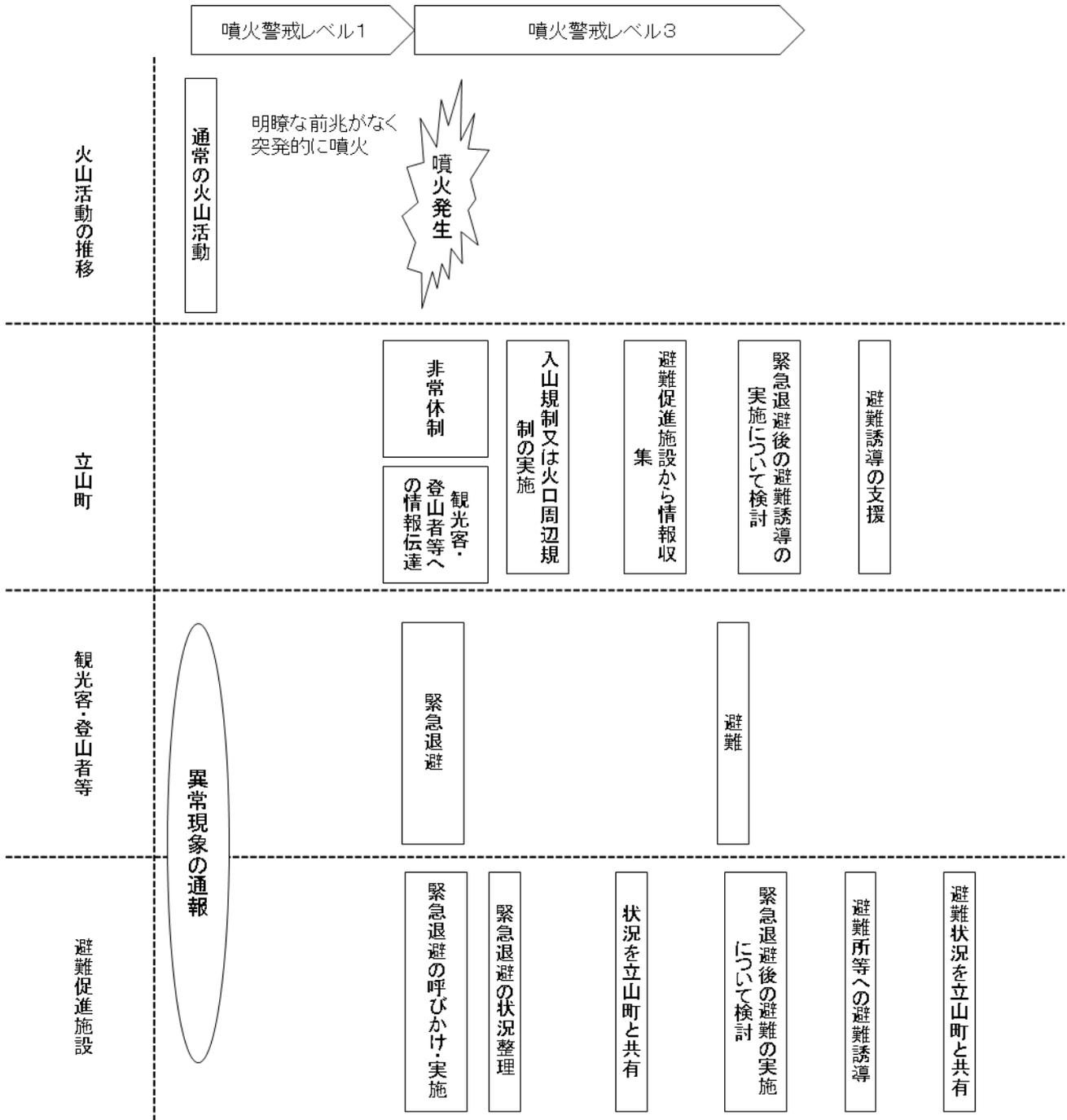
収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報	<p>生命に危険を及ぼす火山現象の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表される。</p> <p>市町村は噴火警報に対応した入山規制や避難勧告等の防災情報を発信する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール(特別警報のみ)等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。</p> <p>噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせるために気象庁から定期的に発表される情報。</p> <p>噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況や警戒事項について解説される。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報(臨時)	<p>噴火警戒レベルの引き上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合であっても、まず、その事実を地元の関係者や一般の人々に認識してもらうために、臨時に発表する「火山の状況に関する解説情報」のこと。火山の状況に関する解説情報(臨時)は、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかを判断するまでの、一時的な情報であり、気象庁は、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表した際には、速やかに火山の現地観測を実施し、噴火警戒レベルを引き上げるかどうかの判断につなげる。</p> <p>火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された際には、火山活動が活発化していることを認識し、その後、気象庁が発表する情報に注意しておくことが必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、登山者や住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために気象庁から発表される。</p> <p>噴火速報が発表された時は、直ちに身の安全を図る必要があり、迷っている時間はない。噴火速報は気象庁が常時観測している各火山を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため留意が必要。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	テレビ、ラジオ、国土交通省ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺または、火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発表される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発表される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明			
			レベル	キーワード	火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	level 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			level 4	避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで  火口周辺	level 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			level 2	火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	level 1	活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

【参考資料3】 噴火警戒レベル表

【突発的に噴火した場合】



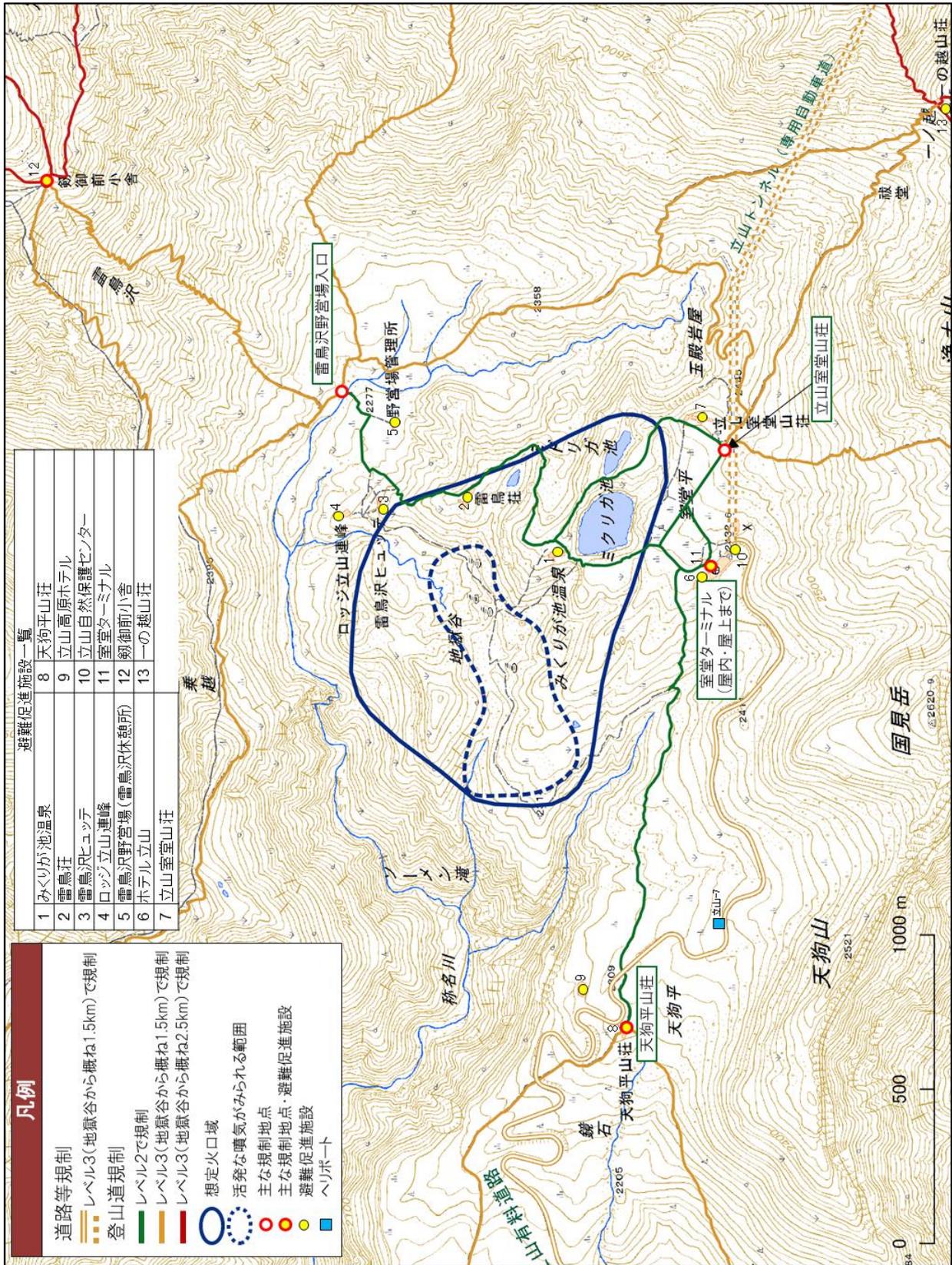
【参考資料4】 各情報の発表のタイミング（突発的に噴火した場合）

【あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合】

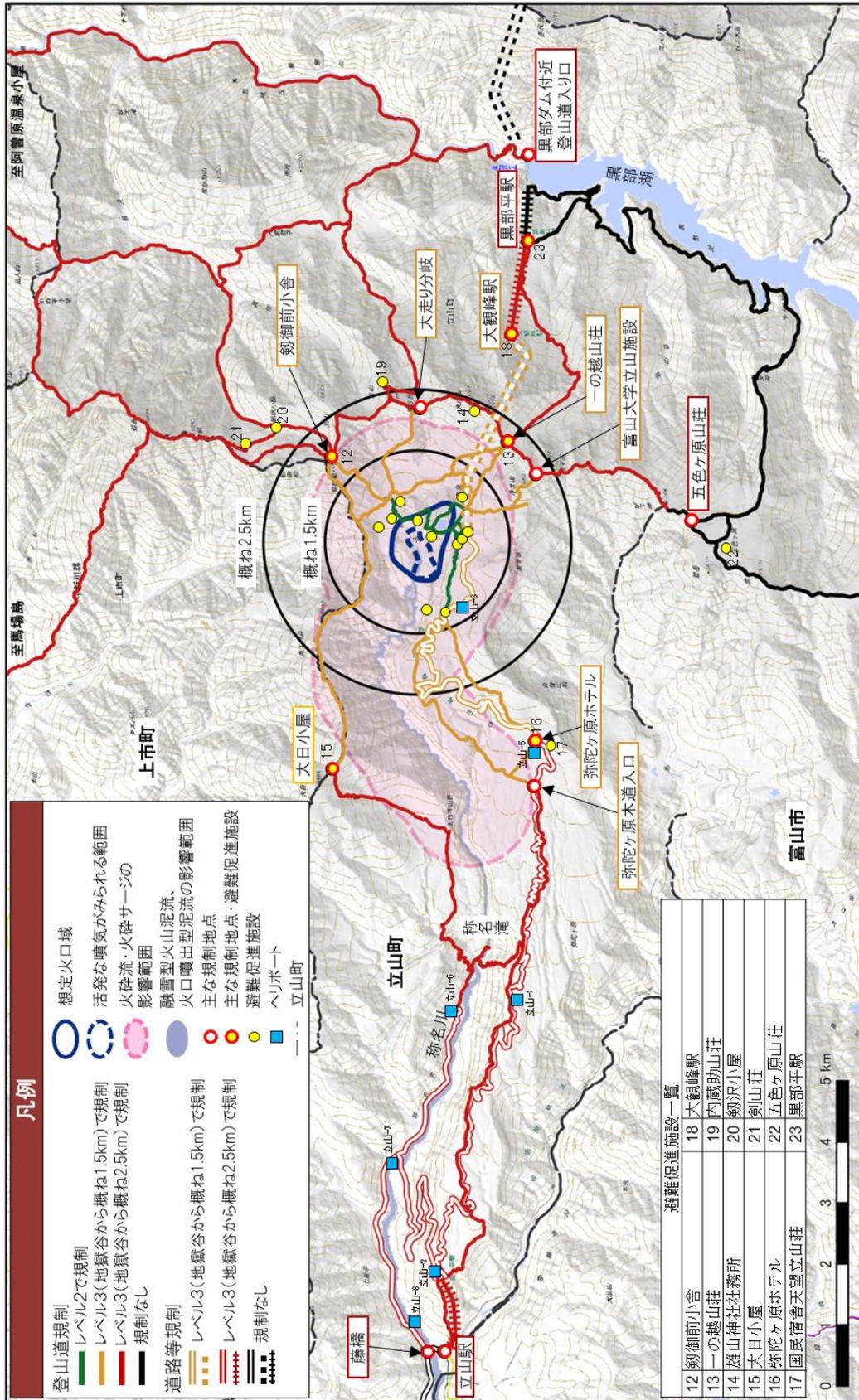
	噴火警戒レベル1	火山の状況に関する 解説情報(臨時)	噴火警戒レベル2	噴火警戒レベル3
火山活動の推移	通常の火山活動	火山活動の活発化 噴火警戒レベルの引上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合	噴火警戒レベル引上げの基準に達する 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される	噴火警戒レベル引上げの基準に達する 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される
立山町		《情報連絡体制》 観光客・登山者等への 情報の集約 情報伝達	火口周辺規制の実施 観光客・登山者等の 避難誘導	入山規制の実施 観光客・登山者等の 避難誘導 要配慮者の避難準備の呼びかけ
観光客・登山者等			規制範囲外へ避難	規制範囲外へ避難
(火口近くに位置する) 避難促進施設		観光客・登山者等への 情報提供 状況を立山町と共有	避難の呼びかけ 観光客・登山者等への 情報提供 避難誘導 状況を立山町と共有	避難の呼びかけ 観光客・登山者等への 情報提供 避難誘導 状況を立山町と共有

- ※ 火山活動の推移によっては、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されない場合があります。
- ※ 市町村は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が出された段階で、火口周辺規制等を発令する場合があります。

【参考資料5】 各情報の発表のタイミング（あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合）



【参考資料6】 噴火警戒レベルに応じた規制範囲（噴火警戒レベル2）



地理院地図を使用して作成

【参考資料7】 噴火警戒レベルに応じた規制範囲（噴火警戒レベル3）